

公益財団法人 洲崎福祉財団
助成事業のご案内

名称	【1】令和6年度 継続助成	【2】令和6年度下期 石川県復興支援助成	【3】令和6年度下期 一般助成
助成種別	助成金		
対象エリア	西日本エリア(三重県・滋賀県・京都府以西) または首都圏	石川県	東日本エリア(愛知県・岐阜県・福井以東)
対象事業	【事業テーマ】A:既存福祉サービスの強化・拡大 B:新規福祉サービスの創造 効果/実績が表れるまで1年以上を要し、また助成終了後も継続的発展が期待される事業	・障害児・者の自立と福祉向上を目的とした各種活動 ・障害児・者に対する自助・自立の支援事業 ・復興全般でなく、障害児・者の支援(間接的支援含む)を目的とした事業	・障害児・者の自立と福祉向上を目的とした各種活動 ・障害児・者に対する自助・自立の支援事業
助成期間	令和7年6月から最長で令和10年3月まで(最長3年間) 申請年数は3年間もしくは2年間	採択後、可及的速やかに申請事業を開始し、令和7年11月30日までに終了する事業(事業により、期間内に終了しないものも例外的に認める場合あり)	採択後、令和7年6月1日から申請事業を開始し、令和7年11月30日までに終了する事業
対象団体	・営利を目的としない法人格を取得している団体 ・活動年数、年間収益、利用者数などの団体規模は不問	・営利を目的としない法人格を取得している団体 ・法人格のない任意団体は、当財団の理念に沿う公益活動において3年以上の継続的な実績と、これを証明する資料があり、且つ今後2年以内に法人化する予定がある営利を目的としない団体であれば対象 ・難病患者会については、法人格の有無や活動年数などは不問	
助成金額 (1件あたり上限金額)	1年目:2,000万円 2年目:1,000万円 3年目:1,000万円 (最長3年間 最大4,000万円)	【福祉車両】400万円 【一般車両】250万円 【物品購入】200万円 【施設工事】300万円 【その他】200万円	
受付期間	令和6年11月1日～令和6年12月21日	令和6年12月1日～令和7年1月31日	令和7年1月6日～令和7年2月15日
URL	https://swf.or.jp/support2/ 	https://swf.or.jp/support1/ 	
お問い合わせ先	公益財団法人 洲崎福祉財団 事務局 https://swf.or.jp/contact/ 〒103-0022 東京都中央区日本橋室町3丁目2番1号 日本橋室町三井タワー15階 TEL:03-6870-2019 / FAX:03-6870-2119 ※平日9:30～16:00(土・日・祝休み)		

*詳細は各助成事業の応募要領をご確認ください。